岩手県消費生活相談員人材バンク設置要領

平成31年３月28日

岩手県立県民生活センター

（趣旨）

第１条　この要領は、県内の消費生活センターや消費生活相談窓口（以下「消費生活センター等」という。）における消費生活相談員の採用に関し、人材情報の登録及び提供を行うために必要な事項を定めることにより、人材の確保を円滑に行うことを目的とする。

（設置）

第２条　県は、岩手県立県民生活センターに岩手県消費生活相談員人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

（登録対象者）

第３条　人材バンクに登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 消費生活相談員資格（国家資格）を有する者

(2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格を有する者

(3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格を有する者

(4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格を有する者

（申請）

第４条　人材バンクへの登録を希望する者は、岩手県消費生活相談員人材バンク登録申請書（別記様式第１号）に必要事項を記入し、前条の資格の保有を証明する書類（合格証書、認定証書の写し等）を添えて、岩手県立県民生活センター所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

（登録）

第５条　所長は、前条の申請を受理したときは、申請内容を岩手県消費生活相談員人材バンク登録者リスト（別記様式第２号。以下「登録者リスト」という。）に搭載することにより、申請者を人材バンクに登録するものとする。

２　所長は、前項の登録を行ったときは、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（登録情報の提供等）

第６条　消費生活センター等の長は、消費生活相談員の採用を目的として人材バンクに登録されている情報（以下「登録情報」という。）の提供を受けようとするときは、岩手県消費生活相談員人材バンク登録情報提供依頼書（別記様式第３号）を所長に提出するものとする。

２　所長は、前項の依頼を受けたときは、岩手県消費生活相談員人材バンク登録情報提供書（別記様式第４号）により速やかに登録情報の提供を行う。

３　登録情報の提供を受けた消費生活センター等の長は、人材バンクに登録されている者（以下「登録者」という。）の採用選考の結果について、岩手県消費生活相談員人材バンク登録者採否報告書（別記様式第５号）により所長に報告するものとする。

４　所長は、前項により登録者を採用した旨の報告を受けたときは、採用された者に係る登録を抹消するとともに、当採用された者に対し、登録を抹消した旨を通知するものとする。

（登録情報の変更）

第７条　登録者は、登録情報（年齢を除く。）に変更があったときは、速やかに、岩手県消費生活相談員人材バンク登録情報変更届（別記様式第６号）により所長に届け出るものとする。

２　所長は、前項の届出を受理したときは、速やかに登録者リストの更新を行うものとする。

（登録情報の確認）

第８条　所長は、登録者に対し、少なくとも年１回、登録情報についての確認を行うものとする。

（登録の抹消・取消）

第９条　登録者は、人材バンクの登録の抹消を希望する場合は、岩手県消費生活相談員人材バンク登録抹消申請書（別記様式第７号）に必要事項を記入し、所長に提出するものとする。

２　所長は、前項の申請を受理したときは、速やかに申請者の登録を抹消するとともに、申請者に対し、登録を抹消した旨を通知するものとする。

３　所長は、登録者が所在不明となったときは、当該者の登録を抹消することができる。

４　所長は、登録者について、第４条の申請若しくは第７条第１項の届出の内容に虚偽があった場合、又は消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合は、その者の登録を取り消すことができる。

（情報の取扱い）

第10条　所長は、個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第７号）に基づき、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

２　消費生活相談窓口の長は、提供を受けた登録情報を消費生活相談員の採用以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

３　消費生活相談窓口の長は、提供を受けた登録情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第11条　この要領に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、所長が別に定める。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。